

## 8 資料

資料1 . . . . . 中期目標・年度目標の指標例

資料2 . . . . . 取組内容の区分[小・中学校]

資料3 . . . . . 幼稚園・高等学校・特別支援学校における留意事項(視点・区分)

資料4 . . . . . 年間スケジュール(イメージ)

資料5 . . . . . 運営に関する計画 自己チェックリスト(例)

資料6 . . . . . 提出書類 表紙例

資料7 . . . . . 運営に関する計画・学校評価 F A Q

## 中期目標・年度目標の指標例

### 1 設定ポイント

「いつまでに」「何を」「どのような状態にするか」

- ・「いつまでに」… 概ね平成 27 年度末までで設定(中期目標) 当該年度内で設定(年度目標)
- ・「何を」… 測定的手段と指標を具体的に記述
- ・「どのような状態に」… 前年度との比較などにより、目標となる水準が具体的かつ明確なものになるよう記述

中期目標・年度目標の設定に関しては、複数の目標を設定してもよいが、情意面の指標に偏らないようにする。

### 2 視点ごとの指標例

〔小・中学校〕

【視点 学力の向上】

[全国学力・学習状況調査]

- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における無回答率を平成 24 年度より ポイント減少させる。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における無回答率を昨年度より ポイント減少させる。(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における知識に関する問題の正答率 8 割以上の児童(生徒)の割合を、平成 24 年度より ポイント向上させる。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における知識に関する問題の正答率 8 割以上の児童(生徒)の割合を、昨年度より ポイント向上させる。(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・全国学力・学習状況調査における知識に関する問題の正答率 8 割以上の児童(生徒)の割合を、平成 25 年度からの 3 年間で全国平均以上にする。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における知識に関する問題の正答率 8 割以上の児童(生徒)の割合を全国平均にする。(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における活用に関する問題の正答率 3 割以下の児童(生徒)の割合を平成 24 年度より ポイント減少させる。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における活用に関する問題の正答率 3 割以下の児童(生徒)の割合を昨年度より減少させる。(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における「書くこと」「読むこと」に関する項目の平均正答率を、平成 24 年度より ポイント向上させる。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における「書くこと」「読むこと」に関する項目の平均正答率を、昨年度より ポイント向上させる。(カリキュラム改革関連)(年度目標)

[全国学力・学習状況調査、各学校のアンケート]

- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における「家で学校の授業の復習をしていますか」の項目について、「している(どちらかといえばしている)」と答える児童(生徒)の割合を平成 24 年度より向上させる。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における「家で学校の授業の復習をしていますか」の項目について、「している(どちらかといえばしている)」と答える児童(生徒)の割合を昨年度より向上させる。(カリキュラム改革関連)(年度目標)

[定期テスト、実力テスト、学習理解度到達診断(しんだん)、単元テスト、まとめテスト]

- ・平成 27 年度末の実力テストにおける無回答率を同一の母集団で比較し、各学年で平成 24 年度より ポイント減少させる。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の実力テストにおける無回答率を同一の母集団で比較し、各学年で昨年度より ポイント減少させる。(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・各年度の学習理解度到達診断における通過率をいずれの学年も平成 25 年度からの 3 年間で %以上にする。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・今年度の学習理解度到達診断における通過率をいずれの学年も %以上にする。(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度のすべての単元テストの平均を出し、その正答率 割以上の児童(生徒)の割合を同一の母集団で比較し、全学年で平成 24 年度より ポイント向上させる。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・今年度のすべての単元テストの平均を出し、正答率 割以上の児童(生徒)の割合を同一の母集団で比較し、全学年で昨年度より向上させる。(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・各年度の学習理解度到達診断における正答率 割以下の児童を同一の母集団で比較し、いずれの学年も平成 24 年度より ポイント減少させる。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の学習理解度到達診断における正答率 割以下の児童を同一の母集団で比較し、いずれの学年も平成 24 年度より ポイント減少させる。(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度の英語能力判定テストにおける中学校 3 年生の英検 3 級程度以上の英語力を有する生徒の割合を 30%以上にする。(グローバル化改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の英語能力判定テストにおける中学校 3 年生の英検 3 級程度以上の英語力を有する生徒の割合を %以上にする。(グローバル化改革関連)(年度目標)

[各学校におけるアンケート]・・・肯定的回答率を向上させる。等

- ・平成 27 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「習熟度別少人数授業やグループ別の授業はわかりやすい」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「習熟度別少人数授業やグループ別の授業はわかりやすい」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。(カリキュラム改革関連)(年度目標)

- ・平成 27 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「学校で学習したことから、いろいろ調べてみたくなる」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「学校で学習したことから、いろいろ調べてみたくなる」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)

【視点 道徳心・社会性の育成】

[全国学力・学習状況調査]・・・質問項目についての肯定的回答率を向上させる。

- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における「将来の夢や目標を持っていますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を平成 24 年度より向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における「将来の夢や目標を持っていますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を昨年度より向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における「自分にはよいところがありますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を平成 24 年度より %向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における「自分にはよいところがありますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を昨年度より向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 28 年度の全国学力・学習状況調査における「学校のきまり・規則を守っていますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を 90%以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国学力・学習状況調査における「学校のきまり・規則を守っていますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を 80%以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)

[各学校におけるいじめ・問題行動調査等]

- ・平成 25 年度～27 年度の年度末の校内調査において学校で認知したいじめについて、解消に向けて対応している割合を毎年 100%にする。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の校内調査において学校で認知したいじめについて、解消に向けて対応している割合 100%にする。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)

- ・ 毎年度末の校内調査において不登校の生徒の割合を、毎年、前年度より減少させる。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・ 平成 年度末の校内調査において不登校の生徒の割合を、前年度より減少させる。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・ 平成 25 年度～27 年度の年度末の校内調査において学校で把握した児童虐待の個々のケースについて、必要な対応をした割合を 100%にする。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・ 平成 年度末の校内調査において学校で把握した児童虐待の個々のケースについて、必要な対応をした割合を 100%にする。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)

[各学校におけるアンケート]・・・肯定的回答率を向上させる。等

- ・ 平成 27 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「係や当番の仕事をすすんでしている」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・ 平成 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「係や当番の仕事をすすんでしている」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・ 平成 27 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「将来の進路や生き方について考えたことがある」と答える児童(生徒)の割合を平成 25 年度からの 3 年間で %向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・ 平成 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「将来の進路や生き方について考えたことがある」と答える児童(生徒)の割合を昨年度より %向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・ 平成 27 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「命や人権の尊さについて考えたことがある」と答える児童(生徒)の割合を平成 25 年度からの 3 年間で %向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・ 平成 年度末の児童(生徒)アンケートにおける「命や人権の尊さについて考えたことがある」と答える児童(生徒)の割合を昨年度より %向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)

#### 【視点 健康・体力の保持増進】

[全国体力・運動能力、運動習慣等調査]

- ・ 平成 28 年度の全国体力・運動能力、運動習慣調査における各学年の合計得点を、平成 24 年度より ポイント向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・ 平成 年度の全国体力・運動能力、運動習慣調査における各学年の合計得点を、前年度より ポイント向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・ 平成 28 年度の全国体力・運動能力、運動習慣調査における立ち幅とびの平均の記録を、全国平均以上にする。  
(カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・ 平成 年度の全国体力・運動能力、運動習慣調査における立ち幅とびの平均の記録を、昨年度より ポイント向上させる。  
(カリキュラム改革関連)(年度目標)

- ・特に課題である 50m 走と立ち幅とびの記録を、平成 28 年度の全国体力・運動能力、運動習慣調査において、平成 24 年度より向上させる。 (カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度の全国体力・運動能力、運動習慣調査において、特に課題である 50m 走と立ち幅とびの平均の記録を、昨年度より ポイント向上させる。 (カリキュラム改革関連)(年度目標)

[全国学力・学習状況調査]

- ・全国学力・学習状況調査の「朝食を毎日食べていますか」の項目について、「食べていない(あまり食べていない)」と答えた児童生徒の割合を毎年、前年度より減少させ、平成 28 年度調査において %以下にする。 (カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・全国学力・学習状況調査の「朝食を毎日食べていますか」の項目について、「食べていない(あまり食べていない)」と答えた児童(生徒)の割合、平成 年度調査において前年度より減少させる。 (カリキュラム改革関連)(年度目標)

[各学校におけるアンケート]・・・肯定的回答率を向上させる。等

- ・平成 27 年度末の校内アンケートにおける「手洗い・うがいをしっかりし、健康に気をつけている」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。 (カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の校内アンケートにおける「手洗い・うがいをしっかりし、健康に気をつけている」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を前年度より向上させる。 (カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度末の校内アンケートにおいて栄養バランスのとれた昼食(家庭弁当や学校給食)を取る生徒の割合を 100%にする。 (カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の校内アンケートにおいて栄養バランスのとれた昼食(家庭弁当や学校給食)を取る生徒の割合を %にする。 (カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度末の校内アンケートにおける「給食(昼食)を残さず食べている」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。 (カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の校内アンケートにおける「給食(昼食)を残さず食べている」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を前年度より向上させる。 (カリキュラム改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度末の校内アンケートにおける「運動することが好き」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を %以上にする。 (カリキュラム改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の校内アンケートにおける「運動することが好き」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童(生徒)の割合を前年度より向上させる。 (カリキュラム改革関連)(年度目標)

【基本的に上記3つの視点に設定するもの】

ただし、学校の実情に応じた視点を設定した場合は、その視点に設定してもよい。

教職員の資質・能力の向上関連

[授業アンケート]・・・必須観点の質問に対する肯定的回答率を向上させる。等

- ・平成 27 年度 3 学期における授業アンケートで「授業について興味・関心・意欲が向上した」と答える児童(生徒)の割合を全体の % 以上にする。(マネジメント改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度 3 学期における授業アンケートで「授業について興味・関心・意欲が向上した」と答える児童(生徒)の割合を全体の % 以上にする。(マネジメント改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度 3 学期における授業アンケートで「授業が分かりやすい」と答える児童(生徒)の割合を全体の % 以上にする。(マネジメント改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度 3 学期における授業アンケートで「授業が分かりやすい」と答える児童(生徒)の割合を全体の % 以上にする。(マネジメント改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度 3 学期における授業アンケートで「先生は個の状況に応じた支援をしてくれる」と答える児童(生徒)の割合を平成 24 年度より % 向上させる。(マネジメント改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度 3 学期における授業アンケートで「先生は個の状況に応じた支援をしてくれる」と答える児童(生徒)の割合を昨年度より % 向上させる。(マネジメント改革関連)(年度目標)

学校・家庭・地域の連携の推進関連

[各学校におけるアンケート]・・・肯定的回答率を向上させる。等

- ・平成 27 年度末の保護者アンケートにおける「学校は家庭・地域との連携を密にとっている」と答える保護者の割合を % 以上にする。(ガバナンス改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の保護者アンケートにおける「学校は家庭・地域との連携を密にとっている」と答える保護者の割合を % 以上にする。(ガバナンス改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度末の保護者アンケートにおける「PTA 活動が活発に行われている」と答える保護者の割合を % 以上にする。(ガバナンス改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の保護者アンケートにおける「PTA 活動が活発に行われている」と答える保護者の割合を前年度より % 以上にする。(ガバナンス改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度末の保護者アンケートにおける「学校は保護者同士が関わりあえる場となっている」と答える保護者の割合を % 以上にする。(ガバナンス改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の保護者アンケートにおける「学校は保護者同士が関わりあえる場となっている」と答える保護者の割合を % 以上にする。(ガバナンス改革関連)(年度目標)
- ・平成 27 年度末までに P T A や地域・各種団体・学生等のボランティア等を 名以上集める。(ガバナンス改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度中において P T A や地域・各種団体・学生等のボランティア等を昨年度より増加させ、 名以上集める。(ガバナンス改革関連)(年度目標)

- ・平成 27 年度末の保護者アンケートにおける「学校は情報公開をよく行っている」と答える保護者の割合を %以上にする。 (ガバナンス改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の保護者アンケートにおける「学校は情報公開をよく行っている」と答える保護者の割合を %以上にする。 (ガバナンス改革関連)(年度目標)

#### 学校組織の変革・活性化関連

[各学校におけるアンケート]・・・肯定的回答率を向上させる。等

- ・平成 27 年度末の保護者アンケートにおける「学校では各分掌や各学年間の連携が円滑に行われ、有機的に機能している。」と答える保護者の割合を %以上にする。 (マネジメント改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の保護者アンケートにおける「学校では各分掌や各学年間の連携が円滑に行われ、有機的に機能している。」と答える保護者の割合を %以上にする。 (マネジメント改革関連)(中期目標)
- ・保護者アンケートにおける「子どもは学校へ行くのをたのしみにしている。」と答える保護者の割合を平成 27 年度末までに %以上にする。 (マネジメント改革関連)(中期目標)
- ・平成 年度末の保護者アンケートにおける「子どもは学校へ行くのをたのしみにしている。」と答える保護者の割合を %以上にする。 (マネジメント改革関連)(中期目標)

#### [ 幼稚園 ]

指標については、[各幼稚園におけるアンケート]や[保育アンケート]等で設定する。

#### [ 高等学校・特別支援学校 ]

指標については、小学校・中学校の指標例を参考に、各校の実情に応じて設定する。



## 取組内容の区分[ 小・中学校 ]

### 【視点 学力の向上】に含まれる区分

ICTを活用した教育の推進、習熟度別少人数授業の充実、英語教育の強化、  
言語力や論理的思考能力の育成、理科教育の充実、環境を守る意識の醸成、  
自主学習習慣の確立、各教科(国語・社会・数学(算数)・理科・音楽・・・等)

### 【視点 道徳心・社会性の育成】に含まれる区分

道徳教育の推進、キャリア教育の推進、人権を尊重する教育の推進、防災教育の推進、  
安全教育の推進、国際社会に生きる子どもの教育の推進、美化・環境整備

### 【視点 健康・体力の保持増進】に含まれる区分

健康な生活習慣の確立、体力向上への支援、食育、体育的活動の充実、体育科の授業の充実、  
健康に関する現代的課題への対応

### 【基本的にも上記3つの視点の取組内容に設定する区分】

いじめへの対応、問題行動への対応、不登校への対応、児童虐待への対応、  
学校・家庭・地域の連携の推進、組織運営、校種間・学校間連携、学校評価の充実、安全対策、  
救急対応、教育環境の整備、体罰・暴力行為を生まない学校運営、  
授業研究を伴う校内研修の充実、各種研究・研修の充実、公開授業の実施、  
若手教員の研修の充実、小中一貫した教育の推進(幼・小連携)、特別支援教育の充実、  
教育活動のための時間の確保、進路指導、特別活動、大阪らしさを活かした取組

ただし、上記記載区分は、各校の実情に応じた視点を設定した場合、その視点の取組内容に設定してもよい。

区分に関しては、上記記載区分に基本的に当てはめる。ただし、どうしても当てはめることのできない内容については、【その他】の区分とし、記載すること。

## 幼稚園・高等学校・特別支援学校における留意事項（視点・区分）

### [ 幼稚園 ]

下記の区分例を参考に、各園の実情に応じて区分を設定する。

#### 【視点 学力の基礎の向上】に含まれる区分

各指導領域 「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域における内容

#### 【視点 道徳心・社会性の育成】に含まれる区分

道徳教育の推進、人権を尊重する教育の推進、防災教育の推進、安全教育の推進、美化・環境整備

#### 【視点 健康・体力の保持増進】に含まれる区分

健康な生活習慣、体力向上への支援、食育

#### 【以下の区分については、上記視点のどれに設定してもかまわない。】

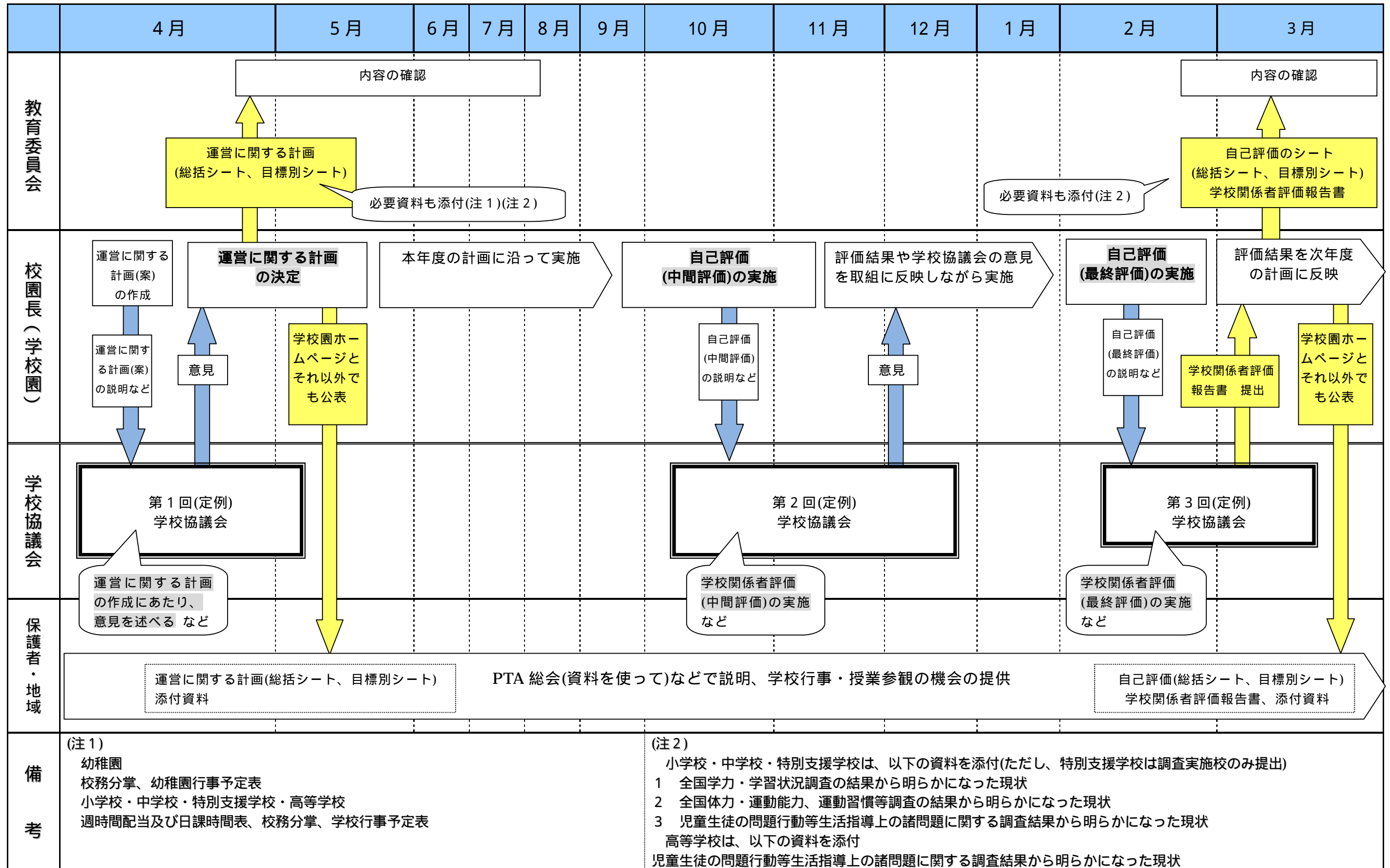
幼児理解、環境構成、いじめへの対応、児童虐待への対応、組織運営、安全対策、学校評価の充実、安全対策、救急対応、教育環境の整備、保育研究を伴う校内研修の充実、各種研究・研修の充実、公開保育の実施、若手教員の研修の充実、校種間・園間連携、特別支援教育の充実、園・家庭・地域の連携の推進、子育て相談・支援の取組、大阪らしさを活かした取組

ただし、上記記載区分は、各幼稚園の実情に応じた視点を設定した場合、その視点の取組内容に設定してもよい。

### [ 高等学校・特別支援学校 ]

小学校・中学校の視点を基にし、各校の実情に応じて視点及び区分を設定する。

年間スケジュール（イメージ）



## 運営に関する計画 自己チェックリスト (例)

資料 5

全体を通して	確認欄
教育振興基本計画や局運営方針の事項を踏まえ、学校の特色、学校が所在する地域の特性その他の実情に応じた「運営に関する計画」になっているか。	
学校協議会の意見を反映させているか。	
内容や表現方法など、人権的に配慮した文章になっているか。	
全ての提出書類は、原則公開文書であることを念頭に入れ、第三者にとっても見やすい体裁であるか。丁寧に作成されているか。 (文字の大きさ・文章の長さ・段落のあり方・記号の付け方・A4サイズで統一など)	

総括シート 確認項目	確認欄
「現状と課題」が記述されているか。	
「中期目標」が記述されているか。	/
視点【学力の(基礎の)向上】【道徳心・社会性の育成】【健康・体力の保持増進】の目標が記述されているか。	
概ね3年以内(平成27年度末)で達成をめざす成果目標が記述されているか。	
数値などで具体的に目標水準を設定し、定期的・客観的なデータにより検証できるようになっているのか。	
学校園の現状を踏まえた目標になっているか。	
抽象的な標語・表現になっていないか。	
学校園における全ての目標を網羅せずに、重点的に取り組む目標が記述されているか。	
教育振興基本計画における「改革の方向性」(「カリキュラム改革」「グローバル化改革」「マネジメント改革」「ガバナンス改革」「学校サポート改革」)のいずれに関連するかを併せて記載されているか。	
「年度目標」が記述されているか。	/
視点【学力の(基礎の)向上】【道徳心・社会性の育成】【健康・体力の保持増進】の目標が記述されているか。	
単年度で達成をめざす成果目標が記述されているか。 (単年度で達成できない目標を掲げていないか。)	
数値などで具体的に目標水準を設定し、定期的・客観的なデータにより検証できるようになっているのか。	
学校園の現状を踏まえた目標になっているか。	
抽象的な標語・表現になっていないか。	
学校園における全ての目標を網羅せずに、重点的に取り組む目標が記述されているか。	
教育振興基本計画における「改革の方向性」のいずれに関連するかを併せて記載されているか。	
「自己評価結果の総括」の欄があるか。	

目標別シート 確認項目	確認欄
年度目標ごとにシートが作成されているか。(視点ごとにまとめて作成することも可能。)	
視点ごとに年度目標をまとめることも可能であるため、最低3種類のシートが作成されているか。	
「年度目標」が記述されているか。	/
総括シートに記述されている「年度目標」が全て転記されているか。	
総括シートに記述されている「年度目標」以外の目標が記述されていないか。	

目標別シート確認項目(つづき)	確認欄
「年度目標」の欄に隣接して「達成状況」の欄があるか。	
「年度目標の達成に向けた取組内容、取組の進捗状況を測る指標」が記述されているか。	
取組内容と指標に分けて記述されているか。	
学校園の現状を踏まえた取組内容になっているか。	
抽象的な標語・表現になっていないか。	
取組内容には、「区分」が記載されているか。	
「区分」は、委員会が示している区分名になっているか。独自で区分名を作っていないか。	
取組内容は、目標達成に有効な取組から順に記述されているか。	
教育振興基本計画における「改革の方向性」のいずれに関連するかを併せて記載されているか。 (追加変更:平成26年度作成分から取組内容一つ一つにも「改革の方向性」を記載する。)	
「カリキュラム改革」の取組内容のみになっていないか。	
学校園における全ての取組を網羅せずに、重点的に取り組む内容が記述されているか。	
取組の回数や頻度、人数などを具体的に記述しているか。	
「年度目標の達成に向けた取組内容、取組の進捗状況を測る指標」の欄に隣接して「進捗状況」の欄があるか。	
評価基準が記載されているか。評価基準はA～Dの4段階になっているのか。 (4段階が基本だが、それより詳しい評価基準は可。ただし、5段階など真ん中の評価があるものは不可。)	
「年度目標の達成状況や取組の進捗状況の結果と分析」の欄があるか。	
「次年度への改善点」の欄があるか。	

添付資料確認項目	確認欄
各校種にあった資料を添付しているか。	
幼稚園…… 小学校・中学校……すべての項目 高等学校…… 特別支援学校……すべての項目(但し 実施校のみ)	
週時間配当及び日課時間表	
校務分掌	
学校(幼稚園)行事予定表	
全国学力・学習状況調査の結果から明らかになった現状(様式例4)	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から明らかになった現状(様式例5)	
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果から明らかになった現状(様式例6)	
最新のデータで資料が作成されているか。	
～ の資料に関して、調査結果の概要及び取組の成果と課題が記述されているか。 (学校園の独自の様式でも可能であるが、調査結果の概要及び取組の成果と課題は必ず記述すること。)	
中期目標や年度目標において、「～ の指導計画通りに……」「～ の年間計画に基づいて……」等と記載している場合は、その指導計画や年間計画の添付がされているか。	

その他	確認欄
教育委員会へ提出する際は、「運営に関する計画」(総括シート、目標別シート)と添付資料とに分けて表紙を付けたか。	
教育委員会へ提出した後は、「運営に関する計画」(総括シート、目標別シート)と添付資料の(幼稚園は除く。「調査結果の概要」は削除する。)を、学校園のホームページに掲載したか。	

平成 年度

「運営に関する計画」

大阪市立 学校

平成 年 月

平成 年度

# 「運営に関する計画」

(添付資料)

週時間配当及び日課時間表

校務分掌

学校行事予定表

全国学力・学習状況調査の結果から明らかになった現状

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から明らかになった現状

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果から明らかになった現状

( 各種年間計画 : 年間計画、 年間指導計画、 . . . )

提出する書類に、を付けてください。

大阪市立 学校

平成 年 月

平成 年度

「運営に関する計画・自己評価(最終評価)」  
及び「学校関係者評価報告書」

大阪市立 学校

平成 年 月



平成 年度

「運営に関する計画・自己評価(最終評価)」  
及び「学校関係者評価報告書」  
(添付資料)

全国学力・学習状況調査の結果から明らかになった現状  
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から明らかになった現状  
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果から明らか  
になった現状

( 各種年間計画 : 年間計画、 年間指導計画、 . . . )

提出する書類に、を付けてください。

大阪市立 学校

平成 年 月

## 運営に関する計画・学校評価 FAQ

## 《運営に関する計画》

- Q 1 本校では、めざす子ども像を「運営に関する計画」の総括シートに記載すべきと考えるが、記載しても良いのか。
- A 1 このマニュアルに示している総括シート・目標別シートなどは、様式例であり、記載事項を漏らしていなければ、独自の様式によることはさしつかえありません。総括シートに関しては、学校運営の中期目標（現状と課題、中期目標）及び中期目標の達成に向けた年度目標など必要な事項を記載していれば、学校園の実情に応じて、めざす子ども像や学校運営の方向性、学校教育目標など、校園長が必要と認める事項を記載することは可能です。
- Q 2 平成 25 年度に設定した平成 27 年度末までの中期目標は、平成 27 年度当初に変更してはいけないのか。
- A 2 中期目標については、平成 25 年度当初に、概ね 3 年以内で達成をめざす目標を設定していることから、基本的に変更する必要はありません。ただし、現在の中期目標が具体的でない場合や、前年度の学校評価の結果から変更することが望ましいという場合など、変更することは可能です。また、変更しなければならぬ場合もあります。
- しかし、中期目標を安易に毎年毎年変更することがないよう、変更する場合は、現状を分析し、学校協議会の意見も参考にして、しっかり目標を立て直すことが必要です。
- Q 3 「運営に関する計画」を策定する場合、3つの視点「学力の向上」「道徳心・社会性の育成」「健康・体力の保持増進」以外に、学校園独自の視点を設定できるか。
- A 3 設定することは可能です。ただし、大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）第 4 条に規定されているとおり、大阪市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）及び学校園の運営の指針となるべき事項を踏まえ、学校園の特色、学校園が所在する地域の特性その他の実情に応じ、定めなければなりません。
- 例えば、教職員の研修に特に力を入れて取り組む場合、「教職員の資質・能力の向上」を独自の視点として追加設定することもできます。
- Q 4 中期目標や年度目標及び、取組内容を設定したところ、「改革の方向性」の多くが「カリキュラム改革関連」となった。それでも構わないか。
- A 4 条例や基本計画などを踏まえ、中期目標や年度目標を重点的に絞って設定した結果、「カリキュラム改革関連」のみになる場合も考えられます。しかし、目標や特に取組内容を設定する場合、一つの「改革の方向性」だけでなく、様々な角度から考えることが必要です。

Q 5 年度目標の達成状況と取組内容の進捗状況について、4段階評価以外の評価基準を設定することは可能か。

A 5 4段階評価を基本にしていますが、学校園の実情に応じて、目標や取組内容の結果が、更に明確となる評価基準を設定することは可能です。ただし、3段階や5段階評価など、目標や取組内容の結果が達成できたのか、達成できなかったのが曖昧となる真ん中の評価が含まれる基準は、評価基準として適していません。

Q 6 「運営に関する計画」で目標設定していない教科・領域は取り組まなくても良いのか。

A 6 「運営に関する計画」は、目標や取組内容を重点的に絞っているため、全ての教育活動の目標や取組内容を記載している訳ではありません。

「運営に関する計画」に記載されている、されていないに関わらず、全ての教育活動に丁寧に取り組まなければなりません。全ての教育活動には目標があり、その目標の達成に向けて、日々の教育活動で、教職員が力を合わせて取り組む必要があります。

Q 7 校長経営戦略予算の加算配付予算が配付されることを前提に、「運営に関する計画」の年度目標・取組内容を設定した。もし加算配付予算が配付されなかった場合、「運営に関する計画」を修正しなければならないのか。その場合、どのような手続きを取る必要があるのか。

A 7 校長経営戦略予算の加算配付予算が配付されなくても、達成をめざせる年度目標や取組内容であるなら、「運営に関する計画」を修正する必要はありません。逆に、加算配付予算が配付されないと、明らかに達成できない年度目標や取組内容であるなら、もちろん修正する必要があります。

その場合、必ず教育委員会の担当指導主事まで「運営に関する計画」を再提出してください。また、必ず学校協議会で、修正した経緯・内容などを丁寧に説明し、学校協議会委員の理解を得るようにしてください。

修正した時期と次回の学校協議会の開催日が離れている場合、学校協議会の会長と相談をし、臨時に学校協議会を開催して説明するか、もしくは、個別に学校協議会委員一人一人に説明を行ってください。個別に説明をした場合には、次回の学校協議会の場で改めて説明を行ってください。

その他に、修正前の「運営に関する計画」について、既に保護者等への説明や学校園のホームページで示していた場合、速やかに保護者等へ説明し直すと同時に、学校園のホームページについても、修正後の「運営に関する計画」に変更してください。

なお、加算配付予算の配付がないと、達成できない年度目標や取組内容を設定する場合は、「運営に関する計画」の策定の時に、学校協議会委員に説明しておく必要があります。

## 《自己評価》

Q 8 中間評価を実施する上で、留意することは何か。

A 8 最終評価と同様に、このマニュアルに記載している留意事項を参考にして、実施してください。

ただし、総括シートについては1年間の総括を記述することから、中間評価においては、記述する必要はありません。

目標別シートについては、まず、各取組内容の進捗状況を年度当初に設定した評価基準で、それぞれ評価します。次に、年度目標の達成状況を総合的に評価しますが、年度目標や取組内容によっては、中間評価を行う時点では評価できないものもあります。その場合は、結果と分析欄に文章で表現することで、総合的な記述となるように工夫してください。次年度への改善点欄については、今後への改善点、つまり年度の後半への改善点と置き換えて記述します。結果と分析欄で記述した課題に対する改善点や方策を記述してください。

Q 9 全教職員が参加して自己評価を実施する観点から、年度目標の達成状況や取組内容の進捗状況の評価について、教職員一人一人による4段階評価を平均(3.4や2.7など)して記述することは可能か。

A 9 3.4や2.7など、小数を用いて達成状況や進捗状況の評価した場合、これは4段階評価ではありません。仮に、このような評価を実施するなら、3.4と3.5の違い、2.7と2.6の違いなど0.1の違いは何であるのかを具体的に示しておく必要があります。つまり、「運営に関する計画」を策定する段階で、評価基準を明確にしておく必要があります。また、教職員一人一人が年度目標の達成状況や取組内容の進捗状況を考えることは、大切なことですが、自己評価は、教職員一人一人の評価の平均で決まるものではありません。その教職員の評価も、様々なデータの一つとして活用し、全ての教職員で協議し自己評価を実施してください。

Q 10 数値などによって評価すべきとされているが、数値によって示すことができない目標や取組内容の成果は、どのように評価すれば良いのか。

A 10 全ての教育活動の成果を数値で表すことはもちろんできません。数値によって定量的に示すことができない成果や実績があった場合には、結果と分析欄に文章で表現することで、総合的に記述します。

ただし、「運営に関する計画」は、全ての教育活動を総花的に目標とするのではなく、重点的に取り組む目標や取組内容を設定する必要があることを再認識しなければなりません。

「運営に関する計画」の策定の時に、数値などで具体的に目標水準を設定し、定期的・客観的なデータにより検証できるよう、具体的かつ明確な目標や取組内容の指標を設定しておくことが大切です。

## 《学校関係者評価》

Q11 学校関係者評価を行う場合、学校協議会当日だけでは時間が限られており、自己評価結果の詳細や学校の現状を学校協議会委員に十分理解してもらえない。どのように工夫すれば良いのか。

A11 学校関係者評価の実施に先立って、全ての学校協議会委員へ自己評価及び関係資料を届けておき、事前に読んで来ていただくことも工夫の一つと考えます。  
また、学校協議会委員には、年間を通じて授業や行事を参観する場を設けたり、学校だよりなどを定期的に届けたりするなど、学校協議会の会議だけでなく、日常的に学校園の現状をお知らせするよう積極的な情報提供に努めてください。

Q12 学校関係者評価報告書は、学校園が作成するのか。

A12 条例第7条第3項及び第9条第4項第2号において、学校協議会が学校関係者評価を実施することが規定されており、学校関係者評価報告書は、基本的に学校協議会が作成し校長に提出します。しかし、大阪市立学校協議会運営規則第14条に規定されており、学校協議会の庶務は、当該学校園において処理することから、学校協議会の状況によっては、学校関係者評価報告書の作成にあたって、学校園の補助が必要な場合もあります。

Q13 学校関係者評価報告書には、学校協議会委員の全ての意見を記述するのか。

A13 個々の全ての意見を記述する必要はありません。学校協議会として、採決を経て決定した評価や集約された意見などを記述します。

なお、学校関係者評価報告書については、留意事項(P17)を参考にし、作成してください。

Q14 児童・生徒アンケートや保護者アンケートを実施することで、学校関係者評価を実施したことにできるのか。

A14 以前は、これらのアンケートを「外部評価」ととらえてきた例もみられましたが、現在では、アンケートそのものは、学校関係者評価ではなく、「学校の自己評価を検証するための資料である。」と位置づけられ、「外部アンケート等」と称されます。  
したがって、「外部アンケートを実施すれば、学校関係者評価になる。」ということはありません。学校関係者評価は、条例や規則に規定されているとおり、必ず学校協議会で実施してください。

## 《情報の発信》

Q15 「運営に関する計画」や学校評価結果の公表について、留意すべきことは何か。

A15 「運営に関する計画」や学校評価結果を教育委員会に提出したときは、丁寧かつ広く、速やかに公表することが必要です。

保護者等には、PTA総会や学校説明会などにおいて、資料配付の上、丁寧な説明を心掛けてください。資料を配付せず、口頭により説明しただけでは公表したことにはなりません。必ず、保護者等には、資料をお渡しいただき、丁寧に説明してください。

更に、大阪市立の学校園であることから、広く市民に学校園の取組を公表することが必要です。そのために、学校園のホームページに掲載するとともに学校だよりに記載するなどの方法によっても、広く公表することに取り組んでください。

また、公表に当たっては、校種に応じて、大阪市立学校管理規則及びこのマニュアルにしたがって、関連する資料についても公表してください。

なお、公表する前に複数の関係者で公表資料を確認いただき、児童・生徒の個人情報保護や安全確保などに留意するとともに、不適切な表現や誤解を生じる表現がないかなど、改めて公表資料の全部を精査・修正してください。

各学校園では、条例や基本計画により、学校運営に関する情報を市民に積極的に提供し、保護者・地域住民などの理解と協力を得ることとされていることを念頭に置き、公表資料は学校の現状をわかりやすく示してください。

Q16 自己評価のシート（総括シート、目標別シート）と学校関係者評価報告書は、教育委員会に提出し、学校園のホームページに掲載するとともに学校だよりに記載するなどの方法によっても、公表するとあるが、中間評価結果についても、自己評価のシートなど提出と公表が求められているのか。

A16 自己評価のシートについては、中間評価の段階では教育委員会への提出は必要ありません。また、中間評価の公表についても定めてはいませんが、学校園によっては、開かれた学校運営を進める観点から、中間評価においても公表することで、保護者等の理解や協力を得るよう努めていただくこともできます。

なお、最終評価と同様に、中間評価の段階においても、学校協議会の会議において自己評価結果をわかりやすく説明し、委員が客観的に意見を述べ、学校関係者評価(中間評価)を実施してください。中間評価においては、採決を取ることや学校関係者評価報告書に取りまとめる必要はありませんが、学校協議会実施報告書の作成に当たっては、協議の結果や個々の意見の概要について、必ず記述するようにしてください。

Q17 学校園のホームページで、「運営に関する計画」や学校評価結果を公表する場合、年度ごとに更新し、その年度の取組だけを公表すれば良いのか。

A17 各学校園の取組を公表する場合、単年度だけの公表では、児童生徒のがんばりや成長はもちろんのこと、学校園、教職員のがんばりも見えてきません。また、「運営に関する計画」は、平成25年度当初に、学校園の現状を分析し、概ね3年間で達成をめざす中期目標を掲げていることから、その進捗状況を広く保護者等に知っていただく必要があります。

以上のことから、平成25年度の「運営に関する計画」を策定した根拠の一つである平成24年度の学校評価、それ以降の年度ごとの「運営に関する計画」と学校評価を、年度が変わっても引き続き公表していくことが必要です。

## 参考

大阪市立学校活性化条例

大阪市立学校管理規則 抜粋（第4条～第4条の6）

## 大阪市立学校活性化条例

### (目的)

第1条 この条例は、教育委員会が所管する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）の運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項を定め、学校が児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）並びに保護者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）の意向を斟酌し、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項及び第18項（同法第49条及び第82条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第37条第19項（同法第49条、第62条及び第82条において準用する場合を含む。）、第60条第1項、第2項及び第5項並びに第129条第1項の規定に基づき学校に置かれる職員をいう。以下同じ。）がその持てる能力を十分に発揮することにより、学校が児童等の活気にあふれる場となるようその運営を行い、もって、児童等にとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ学校の活性化及び学校教育の振興に資することを目的とする。

### (学校運営の指針)

第2条 教育委員会は、教育振興基本計画（大阪市教育行政基本条例（平成24年大阪市条例第75号）第3条に規定する教育振興基本計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、毎年、学校の運営の指針となるべき事項を定め、これを学校に示さなければならない。

### (校長の職務)

第3条 校長（園長を含む。以下同じ。）は、法令、条例、規則その他の規程に基づき、学校の運営に関する権限及び責任を有し、学校の運営に係る最終的な意思決定を行うとともに、当該学校の教職員に対し、その能力、適性及び勤務意欲の向上を図るよう支援し、指導し、及び監督する。



( 運営に関する計画 )

第4条 校長は、毎年、教育振興基本計画及び第2条の学校の運営の指針となるべき事項を踏まえ、学校の特色、学校が所在する地域の特性その他の実情に応じ、当該学校における教育活動その他の学校の運営に関する計画(以下「運営に関する計画」という。)を定めなければならない。

2 運営に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該学校における教育活動その他の学校の運営に関する目標
- (2) 前号の目標を達成するための取組
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

3 校長は、運営に関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ第9条第1項に規定する学校協議会の意見を聴くものとする。

4 校長は、運営に関する計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 教育委員会は、校長が運営に関する計画を定めるために必要な支援を行うものとする。

( 学校運営のための経費の確保 )

第5条 校長は、教育委員会に対し、運営に関する計画に定めた目標を達成するために必要な経費を要求するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による要求に基づき、必要となる経費の確保に努めるものとする。

( 開かれた学校運営 )

第6条 学校は、保護者等に対し、当該学校の運営に関する状況を説明する責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の学校の運営への参加を促進する等のため、児童等の最善の利益に反しない限りにおいて、授業その他の教育活動、次条第1項に規定する学校評価の結果その他の学校の運営に関する状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 校長は、保護者等の意向を的確に把握し、学校の運営に適切に反映させるよう努めなければならない。

(学校評価)

第7条 学校評価(学校教育法第42条(同法第28条、第49条、第62条、第82条及び第133条第1項において準用する場合を含む。))の規定による評価をいう。以下同じ。)は、運営に関する計画に定めた目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

2 校長は、児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。)の授業に関する評価の結果を踏まえ、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第66条第1項(規則第39条、第79条、第104条第1項、第135条第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する評価を行うものとする。

3 規則第67条(規則第39条、第79条、第104条第1項、第135条第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する当該学校の関係者による評価(以下「学校関係者評価」という。)は、第9条第1項に規定する学校協議会に行わせるものとする。

4 校長は、学校評価の結果を公表しなければならない。

(学校評価の結果の反映)

第8条 校長は、学校評価の結果を踏まえ、当該学校における取組の改善その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会は、校長が前項の措置を講ずるに当たっては、当該学校の教育水準の向上を図るため、指導及び助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(学校協議会)

第9条 保護者等との連携及び協力並びに学校の運営への参加の促進並びに児童及び

生徒の意見並びに保護者等の意向の反映のため、学校に、学校の運営に関する協議会（以下「学校協議会」という。）を置くものとする。

- 2 学校協議会の委員は、保護者等又は教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が校長及び当該学校の所在する区の区長（以下「区長」という。）の意見を聴いて任命する。
- 3 学校協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 学校協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 運営に関する計画の作成に当たり、校長に意見を述べること
  - (2) 学校関係者評価を実施すること
  - (3) 当該学校における教育活動を支援する取組に関すること
  - (4) 教員の授業その他の教育活動に係る保護者等の意見に関する協議を行い、児童等に対する指導が不適切である教員に対し校長が講ずべき措置等について、校長に意見を述べること
  - (5) 校長の求めに応じ、当該学校の運営に関し意見を述べること
  - (6) その他教育委員会規則で定める事項について、校長に意見を述べること
- 5 教育委員会及び区長は、学校協議会が適正に運営されるよう補佐するものとする。
- 6 学校協議会は、第4項第4号の規定による学校協議会の意見を受けて校長が講じた措置等の内容（校長が措置等を講じないことを含む。）に不服があるときは、教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう申し出ることができる。

（校長の採用等）

第10条 校長の採用は、本市の職員に対する募集を含め、原則として公募により行うものとする。ただし、公募を行う時間的余裕がない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の公募において職員以外の者を採用する場合は、任期付職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第2条

第2項の規定により採用された職員をいう。)として採用するものとする。

3 第1項の公募による採用に当たっては、優れた識見を有する者による面接その他の公正な手続による審査を経なければならない。

4 教育委員会は、学校教育に関する熱意及び識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力その他の教育委員会が必要と認める資質及び能力に関する適正な評価に基づき、校長を任用しなければならない。

(市費負担教員の勤務成績の評定)

第11条 教育委員会は、学校に勤務する教職員のうち、職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)第4条第1項第2号アに掲げる高等学校・特別支援学校等教育職給料表及び同号イに掲げる幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける者について、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員の例に準じて、教育委員会規則で定めるところにより、勤務成績の評定を行うものとする。

(評定結果の開示等)

第12条 教育委員会は、学校協議会の求めがあったときは、学校協議会に対し、当該学校に勤務する教員の評定の結果の分布の割合を開示しなければならない。ただし、教員個人の評定の結果は公にしてはならない。

2 教育委員会は、勤務成績の評定を行うすべての者が客観的な基準に基づき公正かつ厳格に評定することができるよう、制度を運用しなければならない。

(校長等の研究と修養)

第13条 校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等の意向を斟酌しながら、児童等が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めるとともに、児童等にとって将来にわたって必要な力をはぐくんでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育委員会は、校長、教員、実習助手及び寄宿舍指導員が、自律性を備えた人材としてその能力を高め、教育活動において教育に関する専門性を十分に発揮できる

よう、研修の奨励、環境の確保その他の施策の充実に努めなければならない。

(校長の人事に関する意見の尊重)

第 14 条 教育委員会は、教職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 36 条又は第 39 条の規定により校長が申し出た意見を尊重するものとする。

2 教育委員会は、次条第 2 項の規定による申出があったときは、これを尊重しなければならない。

(指導改善を要する教員に対する支援及び措置)

第 15 条 校長は、教員について、児童等に対する指導が不適切であると疑われるとき又は第 9 条第 4 項第 4 号に規定する校長が講ずべき措置等についての意見を受けたときは、当該教員に対し、児童等に対する指導の改善に必要な指導及び助言を行うとともに、事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 校長は、前項の事実確認その他の必要な措置に基づき、当該教員の児童等に対する指導が不適切であると認めるときは、その旨を教育委員会に申し出るものとする。

3 教育委員会は、第 9 条第 6 項の規定による申出を受けたときは、校長に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、事実確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会は、第 2 項の規定による申出又は前項の事実確認その他の必要な措置に基づき、児童等に対する指導が不適切であると認められた教員に対し、教育公務員特例法第 25 条の 2 第 1 項に規定する指導改善研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 教育委員会は、教育公務員特例法第 25 条の 2 第 4 項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

(就学校指定に関する手続)

第 16 条 教育委員会は、規則第 32 条第 1 項に規定する保護者の意見を聴取する手続

及び規則第 33 条に規定する指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、公表するものとする。

( 施行の細目 )

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行前に教育委員会が定めた学校の運営の指針となるべき事項は、第 2 条の規定により定められたものとみなす。

3 やむを得ない事由により学校に学校協議会が設置されない場合における第 4 条第 3 項及び第 7 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「第 9 条第 1 項に規定する学校協議会」とあるのは「保護者等」とする。

(運営に関する計画)

第4条 大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号。以下第4条の5までにおいて「条例」という。)第4条第1項に規定する学校の運営に関する計画(以下「運営に関する計画」という。)には、条例第4条第2項各号の規定により、次の事項を記載するものとする。

- (1) 学校の運営に関し、中期的に取り組む重点的な目標
- (2) 学校の運営に関し、当該年度に取り組む重点的な目標(以下「年度目標」という。)
- (3) 年度目標を達成するための取組の内容
- (4) 前号の取組の進捗状況を測るための指標
- (5) 前4号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 条例第4条第4項の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる学校にあっては、当該学校の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を運営に関する計画に添えて提出しなければならない。

学校の区分	書類
幼稚園	校務分掌 幼稚園行事予定表
小学校、中学校及び特別支援学校	教科及び領域の週時間配当及び日課時間表 校務分掌 学校行事予定表 国が行う全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査(国が行う調査に準じて本市の機関が行う調査を含む。ただし、特別支援学校にあっては、調査を行った学校に限る。以下第4条の6までにおいて同じ。)並びに国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類
高等学校	教科及び領域の週時間配当及び日課時間表 校務分掌 学校行事予定表 国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類

(自己評価)

第4条の2 条例第7条第2項の規定による評価(以下「自己評価」という。)を行うに当たっては、校長は、次の項目について行うものとする。

- (1) 自己評価結果の総括
- (2) 年度目標の達成状況の評価
- (3) 取組の進捗状況の評価
- (4) 年度目標の達成状況及び取組の進捗状況に関する結果及び分析
- (5) 次年度における取組の改善その他必要な措置の予定

2 前項第2号の評価を行うに当たっては、校長は、年度目標の内容に応じ、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状並びに児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員の授業に関する評価の結果を踏まえるものとする。

3 校長は、自己評価を行ったときは、その評価の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(学校関係者評価)

第4条の3 条例第7条第3項の当該学校の関係者による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行うに当たっては、学校協議会(条例附則第3項の場合にあっては、保護者及び地域住民その他の関係者。以下この条において同じ。)は、次の項目について行うものとする。

- (1) 自己評価の結果の妥当性に関すること
- (2) 次年度における取組の改善その他必要な措置の予定の妥当性に関すること
- (3) その他学校の運営に関する状況に関する意見

2 学校協議会は、学校関係者評価を行ったときは、学校関係者評価の結果を記載した書面を作成し、校長に提出しなければならない。

(学校評価結果の教育委員会への報告)

第4条の4 校長は、第4条の2第3項の規定により書面を作成したとき及び前条第2項の規定により書面の提出を受けたときは、幼稚園にあっては、当該書面を、小学校、中学校及び特別支援学校にあっては、当該書面に、国が行う全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類を、高等学校にあっては、当該書面に、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類を添えて、それぞれ教育委員会に提出しなければならない。

(運営に関する計画及び学校評価結果の公表)

第4条の5 校長は、条例第4条第4項の規定により運営に関する計画を教育委員会に届け出たとき及び前項の規定により書面を教育委員会に提出したときは、幼稚園にあっては、当該運営に関する計画又は当該書面を、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校にあっては、当該運営に関する計画又は当該書面に、国が行う児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の当該学校における結果から明らかになった現状等を記載した書類(国に提出した情報を除く。)を添えて、それぞれ公表するものとする。

(情報の積極的な提供)

第4条の6 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 校長は、国が行う全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の当該学校における平均正答率及び平均値を含む調査結果(以下この条において「調査結果」という。)及び調査結果から明らかになった現状等を速やかに公表するものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた学校の校長は、調査結果及び調査結果から明らかになった現状等を公表しないことができる。

附 則 (平成26年8月8日(教)規則第39号)  
この規則は、公布の日から施行する。